

昭和48年5月15日

大阪府教育委員会

委員長 赤堀四郎殿

大阪府学校教育審議会

会長 本城市次郎

後期中等教育制度分科会

分科会長 扇谷 尚

公立高等学校の入学者選抜方法の
改善について (答申)

本審議会は、大阪府教育委員会から諮問された「公立高等学校の入学者選抜方法の改善」について、昭和47年7月以降、後期中等教育制度分科会において慎重な審議を行なった結果、次のような結論を得たので答申します。

諮問事項「公立高等学校の入学者選抜方法の改善」については、さきに、昭和46年度大阪府学校教育審議会が、大阪府の中等教育の現状と問題点を分析しながら、

- ① 高等学校間のいわゆる「格差」を是正すること
- ② 中学校における受験準備のための過度の学習負担を軽減し、正常な学習活動をもたらすこと
- ③ 高等学校と地域との結合を強めることによって、教育の充実を目ざすこと

を当面の目標として、問題点を解決するため、

- (1) 学区に関しては、現行の5学区を8～10程度の学区に改編すること
- (2) 選抜方式に関しては、総合選抜方式の利点を検討し、昭和48年3月末までに結論を得ることを目途として、なお審議を継続すること

を当面実施すべき措置として答申され、「学区の改編」は、大阪府教育委員会の努力によって、答申の線に添った改編が行なわれ、新しい9学区による選抜が48年度から実施された。

昭和47年度後期中等教育制度分科会は、前記3目標の実現につとめることを確認するとともに、学区縮小の成果を評価し、そのうえにたつて総合選抜の利点の検討を中心に、大阪府における

高等学校入学者選抜の現状と問題を考慮しつつ、選抜方式の改善について審議を進めた。

I 選抜方式改善の基本的視点

選抜方式の改善にあたっては、その根本的改善を志向しつつ、当面の実施可能性の探究に努めた。そのさいの基本的視点としては、教育の機会均等を保障する高等学校入学者選抜制度のあり方に重点がおかれた。

大阪府においては、高等学校進学率が92.6%（昭和47年度全国平均は87.2%）に及んでいる。したがって高等学校入学者選抜制度の改善は、真に平等な教育の機会をもたらし民主化の過程のなかで構想すべきものとする。そして選抜方式の妥当性は、教育の機会均等を保障する高等学校入学試験制度の一環として位置づけることによって獲得される。

ところで、教育における《機会の均等》原理は、すべての者に個性的な教育をうける機会を平等に提供することを基本とするが、そのさい賢明かつ人間味ある仕方で個人間の差異を配慮する必要がある。それには、ひとりひとりが自己目的をもつ人格として尊重される《尊厳の均等》原理が、同時に展開されねばならない。人は、資質や関心のいかんにかかわらず、各人の可能性を最大限

に伸ばす権利をもっている。学校はすべての者を配慮しながら、各人の優秀性を追求する場所でなければならない。

ところが、現行の単独選抜制は、学歴を偏重する社会の風潮と大学進学を見通して特定の高等学校への入学を希望する傾向とあいまって、結果的には高等学校自体を、入学する生徒の学力水準によって分けることになり、公立高等学校間に一流、二流、三流というような、いわゆる「格差」づけがなされて、社会的評価の差がみられる。そのため、中学校では、特定校を目ざして一部の生徒に激しい競争がみられ、生徒を学力水準に見合った高等学校へ進学させるため厳密な順位づけによる進学指導が行なわれ、一方、本来行なわれるべき生徒ひとりひとりに対するきめ細かな指導に徹底を欠くおそれがある。なお、低い社会的評価がなされる高等学校にあつては、その高等学校全体の志気と生徒の学習意欲は低下せざるをえない。

現状は、このような教育的不平等を生みだしており、しかもこれを制度的に固定化し、拡大化する傾向をもっているから、これを改めなければならない。ここに総合選抜方式が浮かび上がってくる。それには、学校を生徒の学力水準によって格差づけるのではなく、資質の異なる生徒を入学させて、学校の内部で、生徒ひとりひとりの人間的要請にこたえる教育を行ない、個人に潜在す

る適性・能力の開発、個性の開花に努めねばならない。

総合選抜方式は、学校選択の自由を制限するが、高等学校間に存在する社会的評価の差を平らかにし、各高等学校において等質の教育が受けられ、さらに、いままで社会的選抜機能をはたしてきた高等学校教育が、個性の開花、人間性の全体的発達という真の学習機能を遂行して、民主的な社会発展のための教育にかわっていく有力な契機となることをねらいとするものである。

Ⅱ 入学者選抜方式の改善——地域 学校群総合選抜制度の提案

以上のように教育の機会均等を保障する高等学校入学者選抜方式のあり方を探究した結果、本審議会は、全府的規模で実施する地域学校群総合選抜制度を提案する。それは次の三つの特徴をもつ。

① 地域学校群の編成

昭和48年度より実施された9学区を基本とし、各学区内で、比較的近接した3～5校の全日制普通科高等学校を、従来の各校のもつ傾向性を考慮することなく、その地域で結びつける地域学校群として編成する。したがって同一学区内に数個の学校群がつくられ、それぞれの学校群ごとに、選抜の共同化がすすめられる。

なお、通学距離等で特別な条件におかれている高等学校および分校については、例外的な措置を考慮する必要がある。

② 学校群の自由選択

志願者は自己の該当学区内のいずれかひとつの学校群を自由に選択出願できるが、特定校への志願は認められない。

③ 群内学力均等配分

まず、同一学校群の高等学校の募集定員合計数の合格者全員を決定し、その合格者を、群を編成する各高等学校へ成績順に均等に配分する。配分にさいし居住地域との関係をどのように考慮するかは慎重に検討する必要がある。

Ⅲ 総合選抜方式の実施のための条件

a 対象学校形態について

すべての全日制普通科の志願者を総合選抜の対象とすべきであるが、そのためには、学校形態について、次の措置をとることが最低必要な条件となる。

- ① 職業科に普通科を併置している高等学校は、普通科の比率を大幅に高めること
- ② 女子単学校は共学校に改めること
- ③ 狭隘な敷地、極端な施設・設備の不備は、その整備・充実

をはかること

なお、設置者の異なる高等学校の施設・設備などの充実等については、府・市教育委員会の間に協議会を設けて問題の解決に積極的に取り組むことが望まれる。

b 教育の均質化について

総合選抜方式の実施には、どの高等学校に入学してもほぼ同じ質の教育の受けられることが必要条件である。上記の対象学校形態に関する最低必要な物的条件も、同質の教育を保障するためのものにほかならないが、あわせて重大なのは、そうした学校形態という容器のなかにもられる内容の均質化の問題である。そこでまず問題になるのは、教員組織の年齢・経験年数構成上の高等学校間のアンバランスの解消である。

ついで問題になるのは、総合選抜方式の実施と同時に、高等学校教育機能の変革が求められていて、均質化といっても、かつての教育の質を平準化することにとどまるものではないことである。新しい選抜方式によって各高等学校は、資質や関心のさまざまな生徒を受け入れることになるが、これらの生徒ひとりひとりの人間的要請にふりむけることのできる教育はどうあるべきか、この研究が課題となる。

おそらくそれには、生徒が自分に適した教科目を選び、自分

のカリキュラムを組む自由を認める体制が必要となる。そして個別学習とグループ学習を併用して、個人能力の発達と集団能力の発達との関連性の自覚をおこさせる指導法が重視される。かくして、生徒の資質、関心および学力水準の質的分化に対応して、きめの細かい指導の実施を可能ならしめるために、豊かなバラエティーに富んだ施設・設備と教員の増配が必要となるであろう。

これらは総合選抜方式を実施するための、教育の均質化にとって必要にして十分な条件であるが、必ずしもこれらの諸条件が完全に満たされなければ、その実施が不可能であるという意味ではない。また、これらの諸条件は、新しい選抜方式を発足させることによって、的確かつ有効に整備できる面もあると考えられる。

c 関連する諸問題

本審議会の審議事項は、公立高等学校全日制普通科における選抜方法の改善についてであって、総合選抜方式の対象となるのは、当面中学校卒業生総数の約35%であるが、残る65%に対して的確な見通しを立て、後期中等教育に関する総合的な将来計画を樹立する必要がある。そのさい、とくに公立高等学校の増設計画、ならびに、私学教育の振興、職業科の将来、お

よび定時制・通信制の課程の充実について、十分な検討を必要とする。

私立高等学校についての当面の対応策としては、私学助成の問題が重要である。大阪府の高等学校生徒の半分を担っている私学の果たす役割は重大であり、したがって、機会均等を基軸とした助成論の立場から、私立高等学校への財政的援助と、私立高等学校に子弟を通わせている父母の授業料負担の軽減をはかるべきである。同時に総合選抜方式の導入が、私学本来の特色ある教育活動を阻害することのないように十分に配慮することが必要である。

以上総合選抜方式の実施のための条件について述べてきたが、教育行政機関にあつては、前記 a の最低必要な条件の整備をはかるとともに、b 教育の均質化および c 関連する諸問題の解決の方策については年次計画のもとに見通しをたてて、すみやかに総合選抜方式を採用することが強く望まれる。

IV 期待される効果と展望

地域学校群総合選抜方式を採用することによって、どのような効果が期待されるのか、またどういふ展望にたつた改善策なので

あろうか。最後にこれを明らかにしておこう。

1 高等学校間の格差の是正

まず、高等学校間の格差が縮小されることである。どの高等学校に入ってもほぼ同一条件の教育が保障される。しかも生徒集団は地域の幅広い層の子弟から成りたつことになり、そこでは相互理解と人生観や社会の見方の広まりが確保されて、公立高等学校本来の正しい教育基盤が成立する。

2 中学校教育の正常化

受験準備の弊害が是正されて、中学生の過度の精神的緊張が緩和され、記憶中心の学習からかれらが解放される。そして競争だけでなく協力に、受容だけでなく創造に、したがって質の高い教育を与える基盤が確保される。

総じて中学校と高等学校は、生徒のひとりひとりの人間的要請にこたえる教育機能に重点がおかれてきて、社会的選抜機能が弱められることになる。これは、現代における知識・技術の加速度的発達から生じた生涯教育時代の到来に伴い、学歴が一生のパスポートとなっている学歴偏重の社会が変貌することに対応する妥当な変化であるだろう。

3 学校群の学区的成長

地域学校群総合選抜を3年間実施すれば、群内高等学校にお

ける生徒の学力は平均化し、さらに高等学校新設による学校群の再編成がなされてゆけば、自然と地域的進学が行なわれることになる。そして学校群の学区的成長が可能になり、実質的に学区の縮小がもたらされるであろう。

しかし、問題がないわけではない。とくに総合選抜が安易に実施された場合は、

- ① 中学校において受験のための過度の学習負担の軽減が本来の学習に対する意欲の低下を招き、いわゆるノンビリムードを醸成しないか。
- ② 高等学校においては、資質や関心のさまざまな生徒を受け入れることになるが、これらひとりひとりの生徒の学力を伸ばすための指導が不徹底に陥らないか。
- ③ 大学受験に対する不安から学習塾等への依存度が高まりはしないか。

などの問題が生じる。これらの危惧を克服するためには、公立中学校、高等学校および私学ならびに教育行政機関の4者にそれぞれ自己規制的な努力が要請される。